

事務連絡

平成21年10月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)及び水産主管部(局) 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
水産庁漁政部加工流通課

ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱いについて

ニュージーランド（以下、「NZ」という。）向け輸出二枚貝については、平成19年8月30日付けでNZ国内の輸入二枚貝に関する基準が改正されたことに伴い、NZ側の求める輸入基準に合致していない二枚貝（ホタテ貝柱を除く。）は、NZへの輸出が出来なくなる旨の公表がなされました（別添参照）。

現在、我が国で生産している二枚貝でNZが要求する輸入基準を満たしているものは欧州連合（以下、「EU」という。）向けに生産しているホタテ貝のみ（別添の3. 参照）であることから、我が国はEU向け輸出二枚貝の生産海域で採捕された二枚貝（ホタテガイの貝柱のみを除く。）を対象にNZ向けの輸出が継続出来るようNZ政府との協議を続けてきたところです。

今般、NZ政府から以下の要件を満たした二枚貝（ホタテガイの貝柱のみを除く。）について、NZへの輸出が継続できるとの合意が得られたことから、各都道府県等の衛生部局及び水産部局の担当者に取り急ぎ情報提供いたします。

なお、NZ向け輸出二枚貝に関する取扱要領（衛生証明書様式を含む。）等詳細及び実施時期については、追ってご連絡いたしますが、NZ向け二枚貝の輸出手続が今後変更になることについて、関係事業者等へ事前に周知するとともに、輸出の継続を希望する事業者を把握するためにも、事業者等からの問い合わせがあった際には、当該事業者に対し適切に対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【NZ向け輸出二枚貝の要件】

- ① EUの要求に基づくモニタリング体制を導入した生産海域において生産していること（現在、噴火湾北西部、網走中部及び陸奥湾東部海域。）。
- ② EU向け認定施設において加工されたものであること。
- ③ NZ向け輸出二枚貝（ホタテ貝柱を除く）には、EU向け輸出二枚貝と同様に各都道府県知事等が発行した衛生証明書を添付すること。

不明な点等がございましたら、下記連絡先までご連絡願います。

〈連絡先〉

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

担当：前川・浅沼

電話：03-5253-1111(内線2490)

FAX：03-3503-7964

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

担当：安養寺・横内

電話：03-3502-8111(内線4539)

FAX：03-3501-2685

水産庁漁政部加工流通課

担当：伊藤・高松

電話：03-3502-8111(内線6610)

FAX：03-3591-6867

(別添)

N Zにおける輸入二枚貝に関する要件について（概要）

下記N Z F Aホームページより

<http://www.nzfsa.govt.nz/importing/documents/imported-food-requirements/bms/>

1. 対象品目

海産及び淡水産二枚貝

- ・ 生、調理済み、R T E (Ready to Eat : レトルト食品等)、缶詰、乾燥品及び、それらを含む加工品

※ホタテガイの貝柱のみの場合は対象外

2. N Z 輸入基準の改正に伴う要求事項（一部）

- ・ 生産海域の指定
- ・ 生産海域のモニタリング計画の策定及び実施（植物性プランクトン、動物性自然毒 等）
- ・ 生産海域の閉鎖
- ・ 最終製品の公的検査
- ・ 加工施設の監視

3. 改正後のN Z 輸入基準事項を満たす要件

- ① 輸出国の二枚貝がN Z の求める要件に従って生産されていること
- ② 輸出国の二枚貝がN Z の求める要件と同等の条件で生産されていること
- ③ 輸出国の二枚貝がN Z が既に同等であると判断した他の輸出国（E U等）の要件に従って生産されていること

※N Z とE Uは、食品衛生に関する同等性協定を締結しており、双方の二枚貝の衛生措置が同等であることを認めている

4. 移行期間

我が国は、N Z の輸入基準の改正に伴い、平成20年8月30日までにN Z 政府と協議を開始し、輸入時に一定のサンプリング検査の対象となることを条件に現在も輸出の継続が認められている。